12/26 全国説明会資料

医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進

PMH(Public Medical Hub)の事業概要、令和6年度先行実施への参加のお願い

デジタル庁　国民向けサービスG（健康・医療・介護班）

【お問い合わせ】
・メールアドレス：medical.2@digital.go.jp

デジタル庁
Digital Agency

本日の目的

- 令和６年度の先行実施事業の自治体公募に向けた事業概要の説明。
- **全国展開に向けた本格的な取組を開始。その第一弾となる事業。**
- **早期実施ならではのメリット**、**参加いただきやすい工夫**を凝らしているため、その内容をご理解いただきたい。
- **令和６年２～３月をメドに初回の自治体公募の開始を予定**しているため、**システムベンダーともご相談の上、是非、参加いただきたい。**
- **公募説明会は別途２月メドで実施予定**であるため、**そちらにも参加いただきたい。**
- **それに先立ち、１月中に自治体システムベンダー向け説明会を予定**しているので、参加いただけるよう**声かけをお願いしたい**。

※　詳細は追って連絡

お伝えしたいこと（医療費助成）

- **令和６年秋のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて**、**特に、医療費助成の分野での対象自治体・医療機関等を大幅に拡大し、国民にマイナ保険証の利便性**(マイナンバーカードで受診可能、受給者証は不要)**を更に実感いただけるような環境整備を進めたい**。
- 特に、令和６年度には、

  ✓　**全国的に実施されている子ども医療費などの地方単独医療費助成**

  ✓　**都道府県が実施する国公費**

  の分野における参加自治体の拡大が期待される。

※ 都道府県内全域で参加いただけると、医療機関等（特に病院）も参加しやすくなる上、近隣自治体の医療機関を受診する患者さんにも対応でき、住民の利便性も相当程度向上することが見込まれる。

お伝えしたいこと（医療費助成）

- **都道府県**のみなさまにお願いしたいこと

  ① 特に、**子ども医療費をはじめとする地方単独医療費助成**について、**市区町村のみなさまに参加を促して**いただきたい

  ② **都道府県が実施主体となる国公費について、参加**いただきたい

  ③ **医療機関・薬局向けの補助金の周知と活用検討**をお願いしたい

- **市区町村**のみなさまにお願いしたいこと

  ① **子ども医療費をはじめとする地方単独医療費助成や国公費について令和６年度からの事業開始に向けて検討**いただき、**参加**いただきたい

  ② **医療機関・薬局向けの補助金の周知と活用検討**をお願いしたい

お伝えしたいこと（予防接種・母子保健）

- 令和６年度には、対象制度の拡大や機能拡充を予定している。
- そのため、**令和５年度先行実施事業に参加いただいた自治体**は、是非、**対象制度拡大・機能拡充への対応をご検討**いただくとともに、**対象医療機関の拡大に向けた取組**をお願いしたい。
- **新たに参加をご検討いただく自治体**は、**システムベンダーとも相談の上、**自治体システム標準化の取組状況も踏まえつつ、**積極的に参加**いただきたい。
- なお、**予防接種・母子保健の分野の公募**については、こども家庭庁・厚生労働省と調整中であり、**追って方針をお示しする予定**。

  （本日は、事業概要と対象制度の拡大などについてご説明します）

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

現状の課題

医療DX推進に向けた全体の課題

- 医療 DX の推進に関する工程表（令和5年6月2日）において、「関係機関や行政機関等の間で**必要な情報を安全に交換できる情報連携機能を整備**し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、**介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有**していく。」と整理している
- 一方で、自治体ごとに基幹システムの仕様や標準化に向けての対応状況は様々であり、**公費医療費助成や予防接種、母子保健等の施策の業務要件は異なって**いる
- 現状に応じた情報連携の方式を考え、**機能の整備を通して医療DXを推進**することが必要である

施策ごとの課題

＜公費医療費助成＞

- 国民　　：保険証とは別に紙の受給者証等を持参しなければならない
- 自治体　：申請・更新、転入・転出や、助成に係る請求等に関する事務コストがかかる
- 医療機関：オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる　等

＜予防接種・母子保健（乳幼児健診等）＞

- 国民　　：予診票・問診票を何度も手書きしなければならない
  健診結果や接種記録を、タイムリーに確認することができない
- 自治体　：健康管理システムへの情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストがかかる
- 医療機関：紙による費用請求に対する事務コストがかかる　等

目指す将来像（1/2）

全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）

資料２－２

«医療DXのユースケース・メリット例»

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。

2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。

3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。

4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。

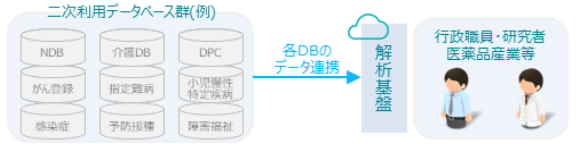

（出典）「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（第4回）（令和５年8月30日）資料2-2
https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001140173.pdf

目指す将来像（2/2）

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

資料3

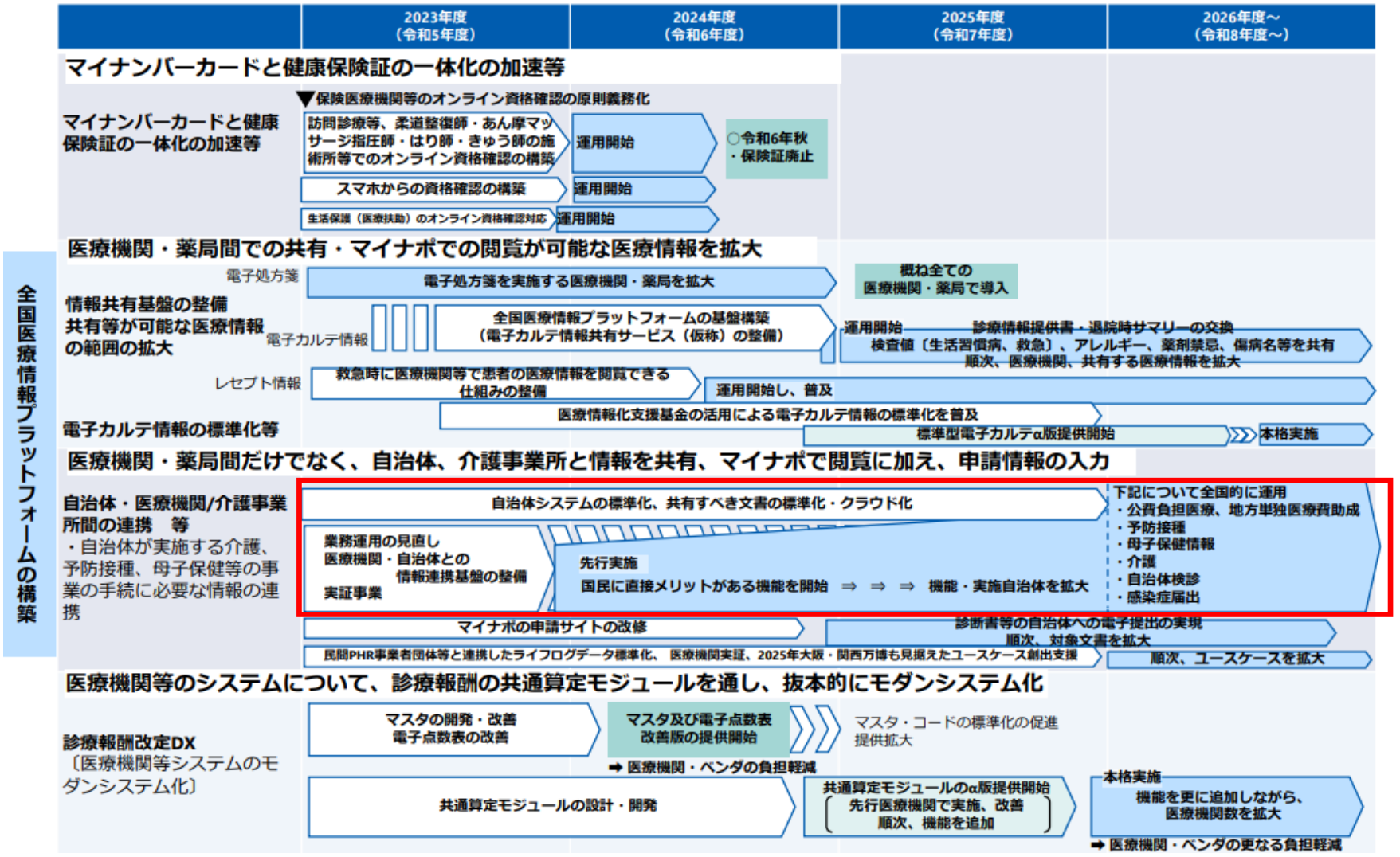

（出典）内閣官房　医療DX推進本部（第２回）（令和５年6月2日）資料３
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/dai2/siryou3.pdf

12/12「マイナンバー情報総点検本部（第5回）」における岸田内閣総理大臣の発言（抄）

（中略）

次に、健康保険証については、総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、登録済みの全データについて確認を実施しています。

本日の武見大臣からの報告では、来年春頃に、不一致データの確認作業を完了する見通しです。

その上で、マイナ保険証への移行に際しては、健康保険証の廃止後も、最大1年間は、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず、資格確認書を発行いたします。このように、デジタルとアナログの併用期間をしっかり設けて、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境をつくります。

さらに、暗証番号の設定が不要な顔認証カードの交付や、特急発行の仕組みの構築など、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進めます。

こうした国民の不安払拭のための各般の措置の進捗状況を踏まえ、**法令に基づき、予定通り、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することといたします。**

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤です。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすまし防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進める上での基盤です。

まずは一度、国民にマイナ保険証を使っていただき、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう、医療機関や保険者とも連携して、利用促進の取組を積極的に行ってまいります。

令和５年度 先行実施事業の概要

○ 国の公費負担医療(難病等)や地方単独の医療費助成(こども医療費等)、予防接種や母子保健(健診)について、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を今年度から先行的に実施すべく、参加自治体の公募を行った。

○ 公募の結果、合計で16自治体・87医療機関等(※)を採択することとし、今後、今年度中の事業開始に向けシステム開発などを進めていく。

※ 内訳は、(医療費助成) 5自治体・32医療機関等、(予防接種) 9自治体・56医療機関、(母子保健(健診)) 9自治体・19医療機関
(１自治体、1医療機関が複数分野を実施する場合を含む)

【メリット】

(医療費助成)

○ マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにする

(予防接種・母子保健(健診))

○ 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする

○ マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムでにマイナポータル上で確認できるようにする

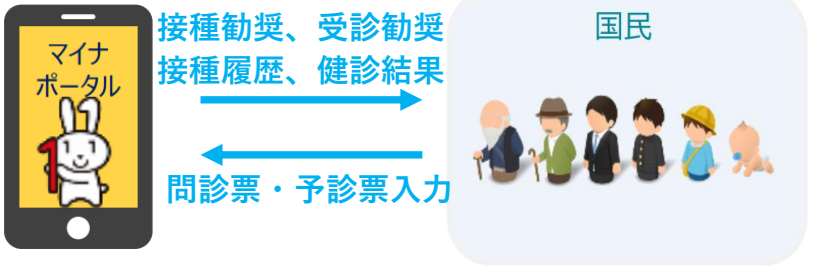

12

医療費助成　予防接種　母子保健

参考：自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)

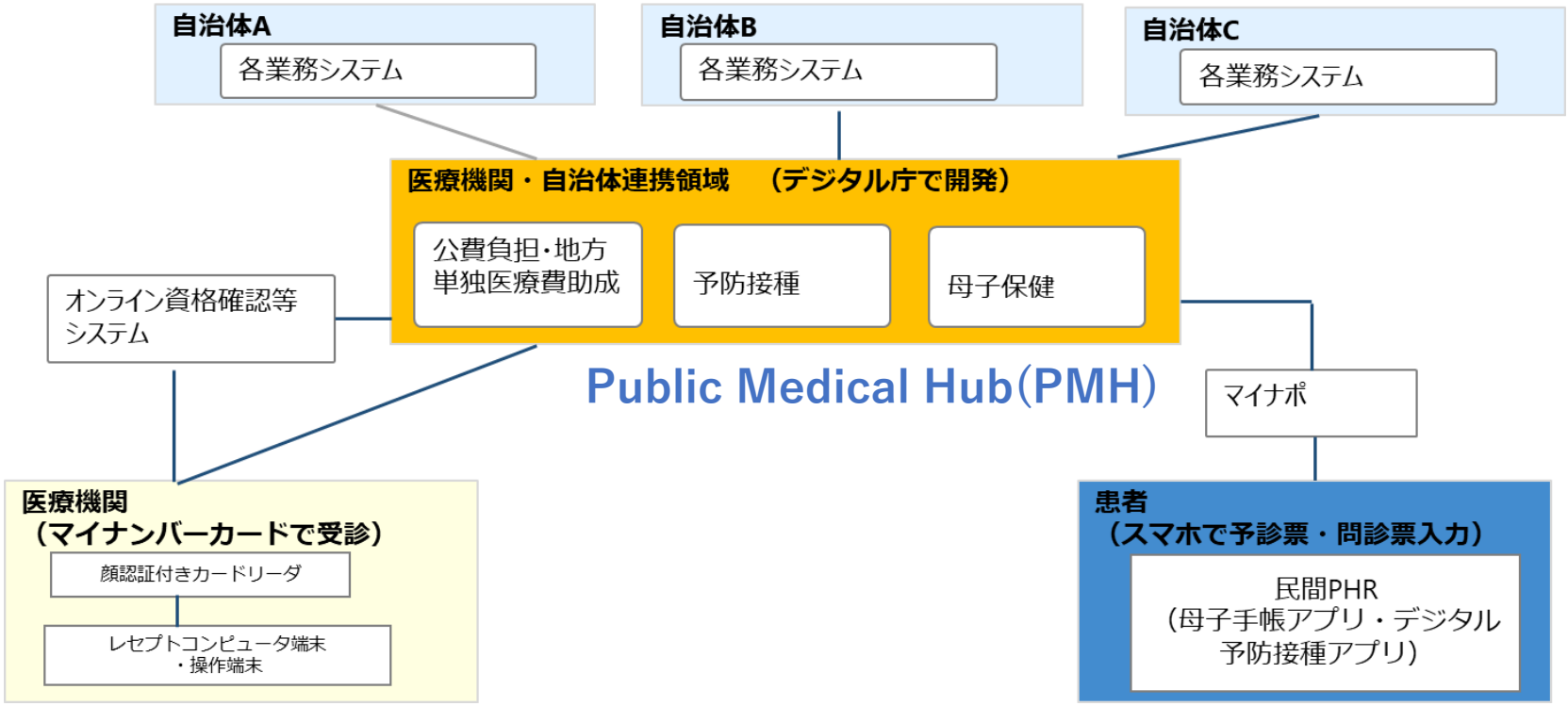

13

参考：令和5年度 先行実施自治体と参加対象事務

NO.	自治体名	対象事務						
		医療費助成（国公費）			医療費助成（地方単独）		予防接種	母子保健（健診）
		難病	障がい者医療		こども	障がい、ひとり親、後期高齢者福祉など		
			精神通院	更生医療 育成医療				
1	青森県 むつ市						○	○
2	秋田県 由利本荘市			○	○	○※1		
3	埼玉県 入間市							○
4	東京都 東村山市						○	○
5	東京都 町田市							○
6	新潟県 小千谷市						○	
7	愛知県 一宮市	○（小児慢性）		○	○	○※2		
8	大阪府 河内長野市							○
9	広島県 三原市						○	
10	愛媛県 西条市						○	○
11	長崎県 波佐見町						○	○
12	長崎県 諫早市						○	○
13	長崎県 大村市				○			
14	熊本県 熊本市		○	○		○※3		
15	熊本県 上天草市						○	
16	宮崎県 都城市			○	○	○※4	○	○

※1「障がい」「ひとり親」　※2「障がい」「ひとり親」「後期高齢者福祉」「精神障害(精神通院)」　※3「障がい」
※4「障がい」「ひとり親」「寡婦等医療」

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

サービス概要図（医療費助成の場合）

PMHは医療費助成の受給者証の情報を

自治体から医療機関/対象者に渡すためのサービス

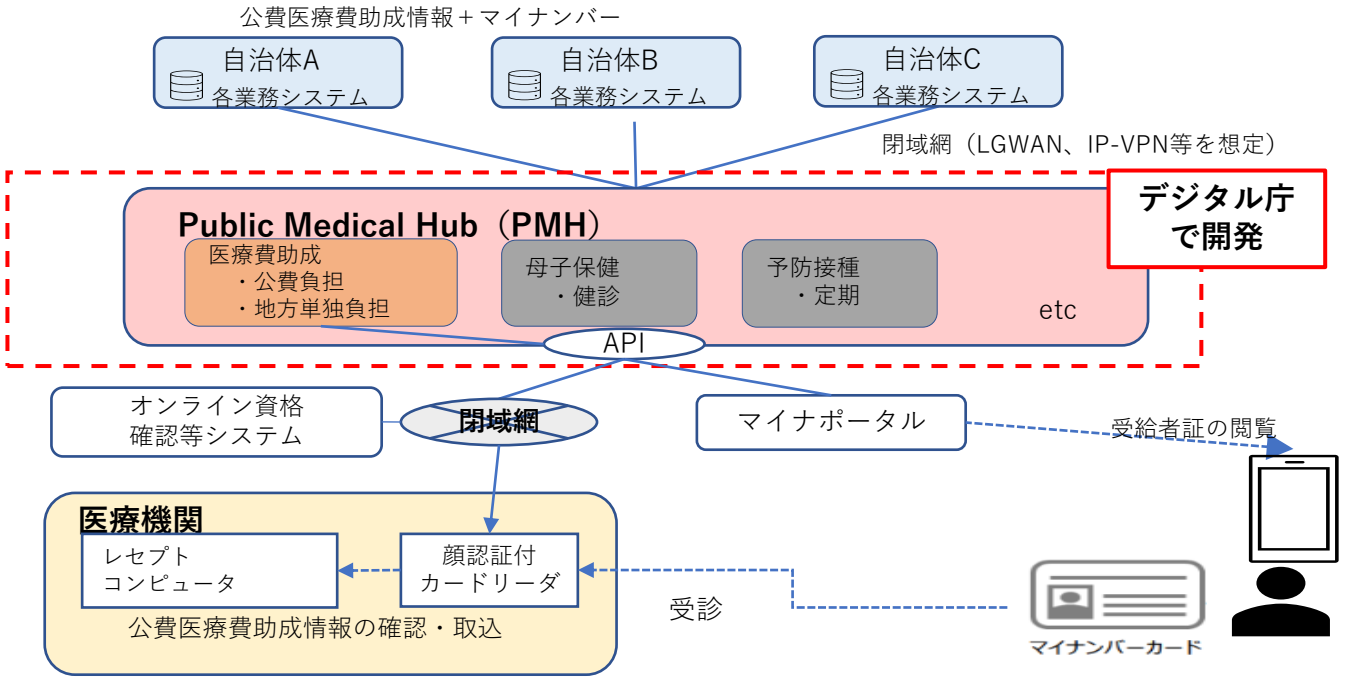

医療費助成　予防接種　母子保健

現行の医療費助成事務フローの課題

- 紙の受給者証には、以下のような課題がある。

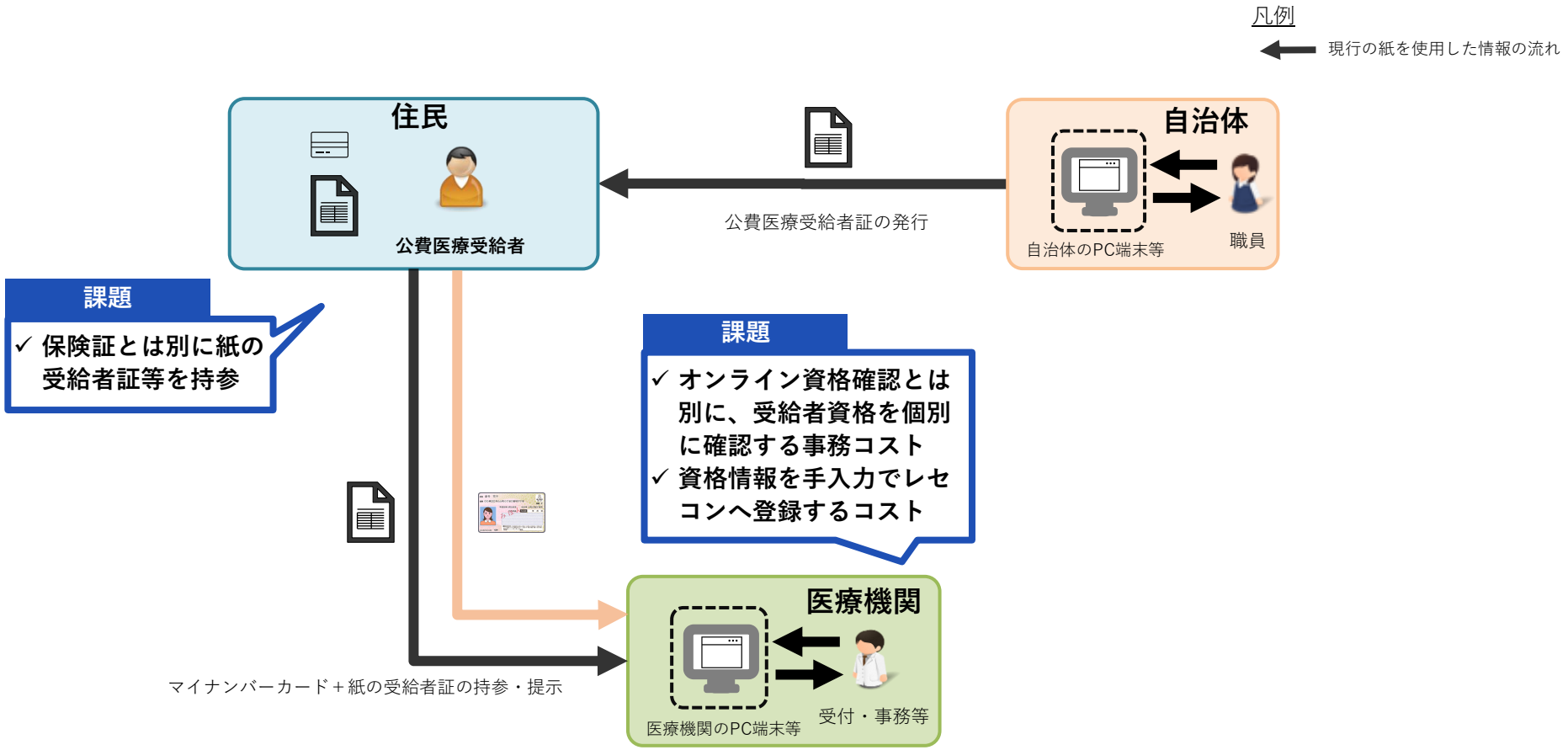

PMH導入後の医療費助成業務全体像

医療費助成　予防接種　母子保健

- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
  国民　　：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
  自治体　：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる 。住民の利便性向上に資する。
  医療機関：受給者証情報の手動入力負荷を削減
  　　最新の医療費助成受給資格を確認可能
  　　医療費助成資格の確認事務コストの削減

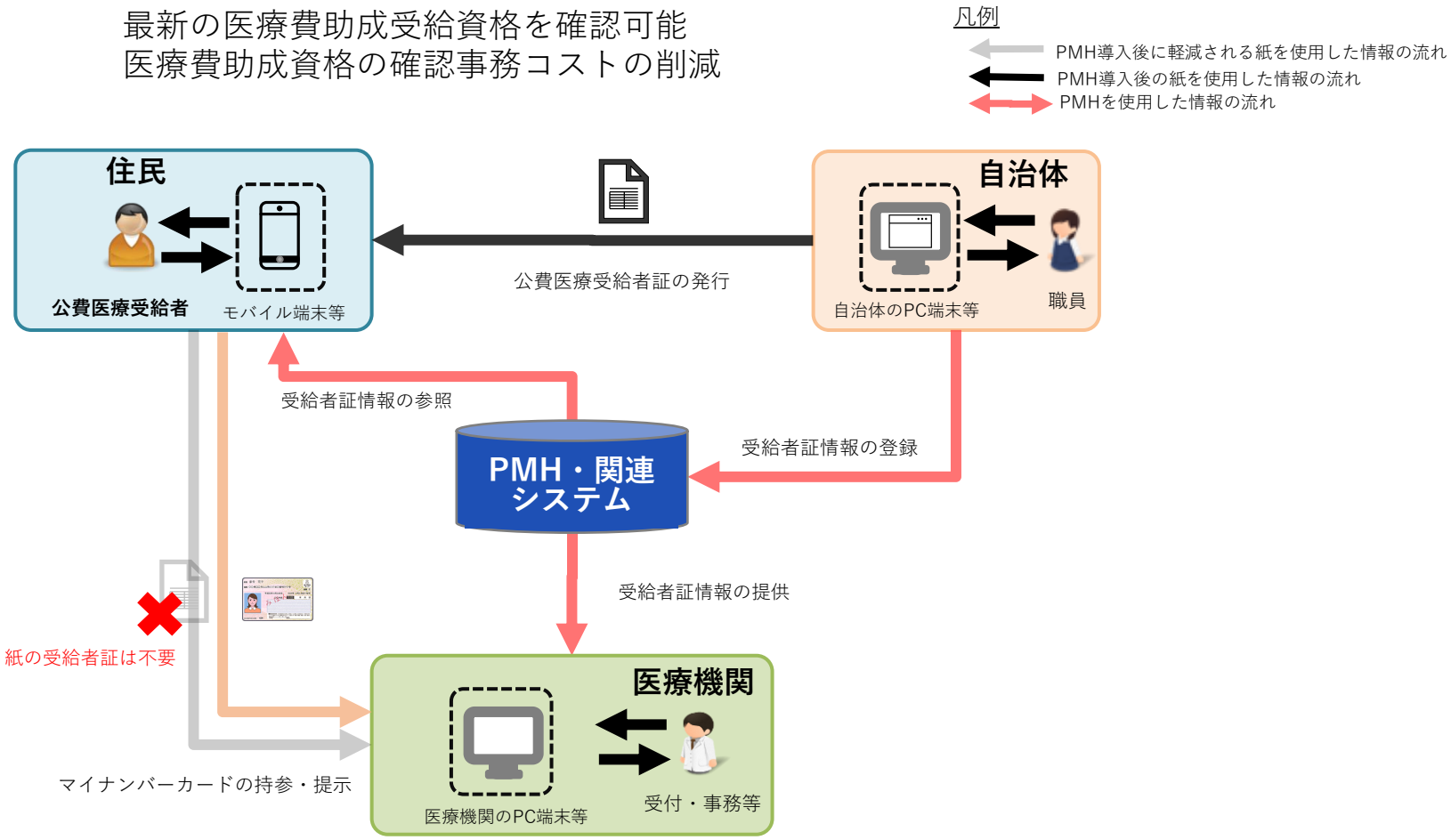

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

医療費助成　予防接種　母子保健

サービス概要図（予防接種・母子保健の場合）

PMHは予防接種・母子保健の情報を

自治体・医療機関・対象者で相互にやり取りするサービス

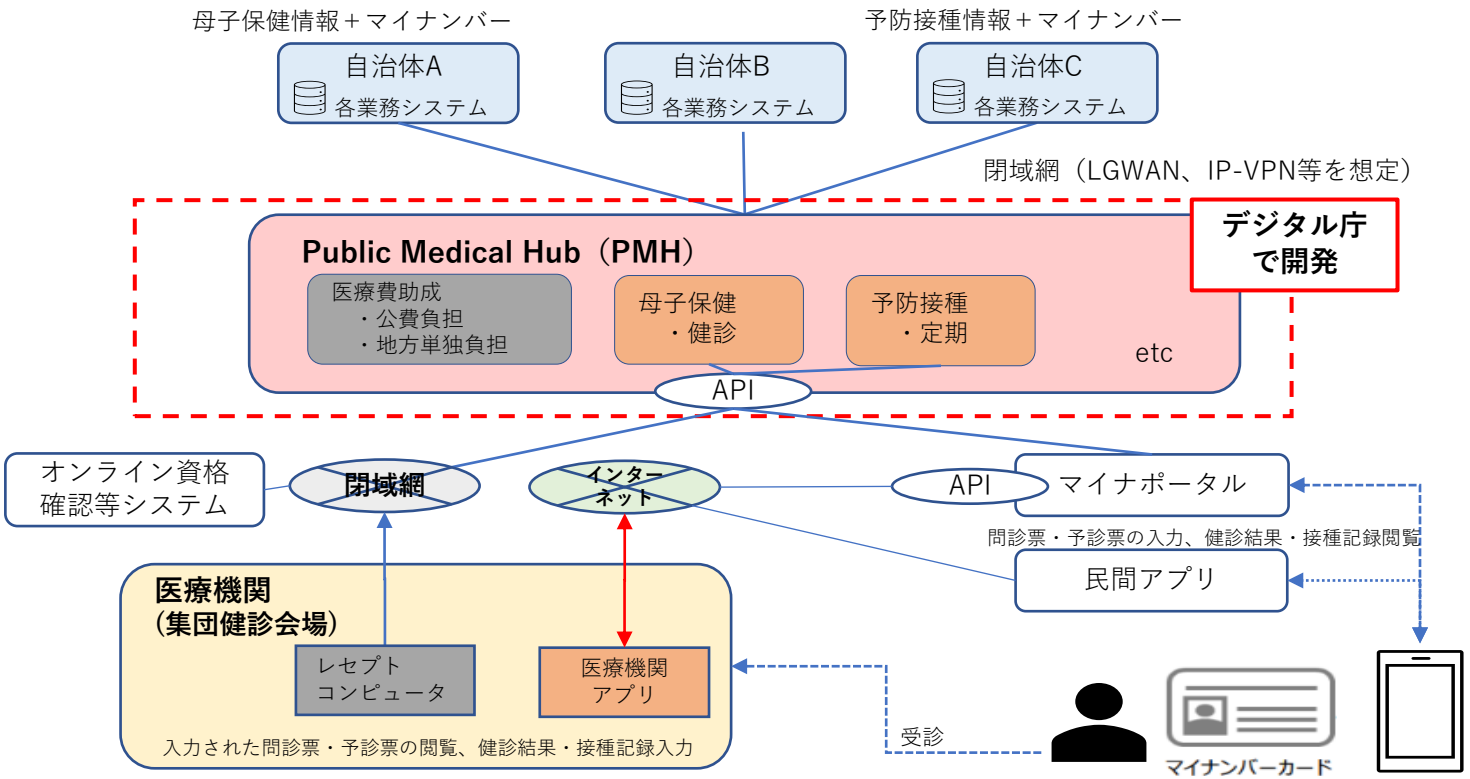

現行の予防接種・母子保健事務フローの課題

- 紙の接種券・予診票・受診券・問診票は、以下のような様々な課題がある

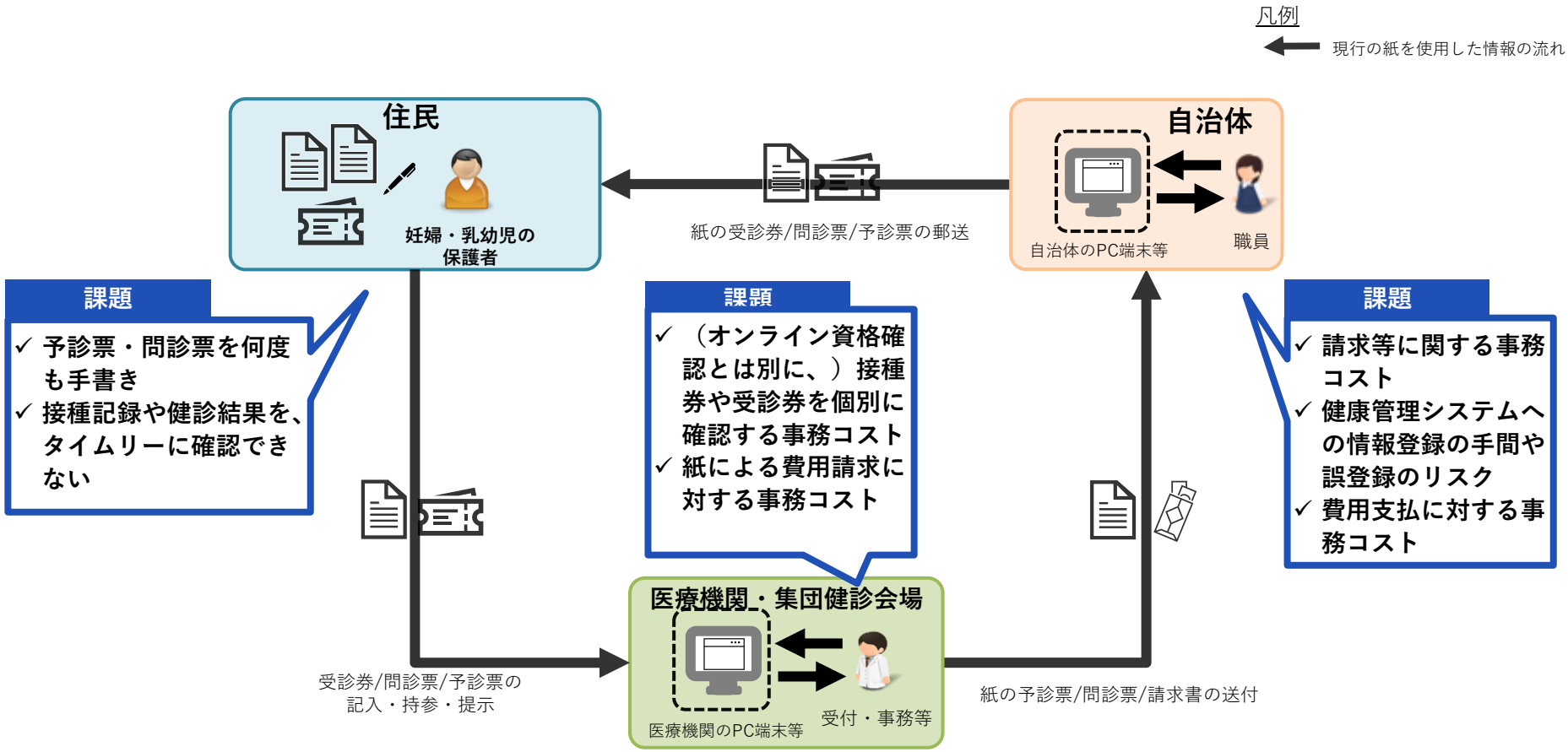

医療費助成　予防接種　母子保健

PMH導入後の予防接種・母子保健業務全体像

- PMHで情報を連携するメリットは以下のとおり
  - 国民　　：予診票・問診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。
    紙の接種券・受診券を持参する必要がなくなる。
  - 自治体　：健康管理システムへの情報登録の手間がなくなる。
    医療機関から健診結果等が迅速に共有される。
  - 医療機関：不備のない予診票・問診票をもとにした予防接種、健診が可能となる

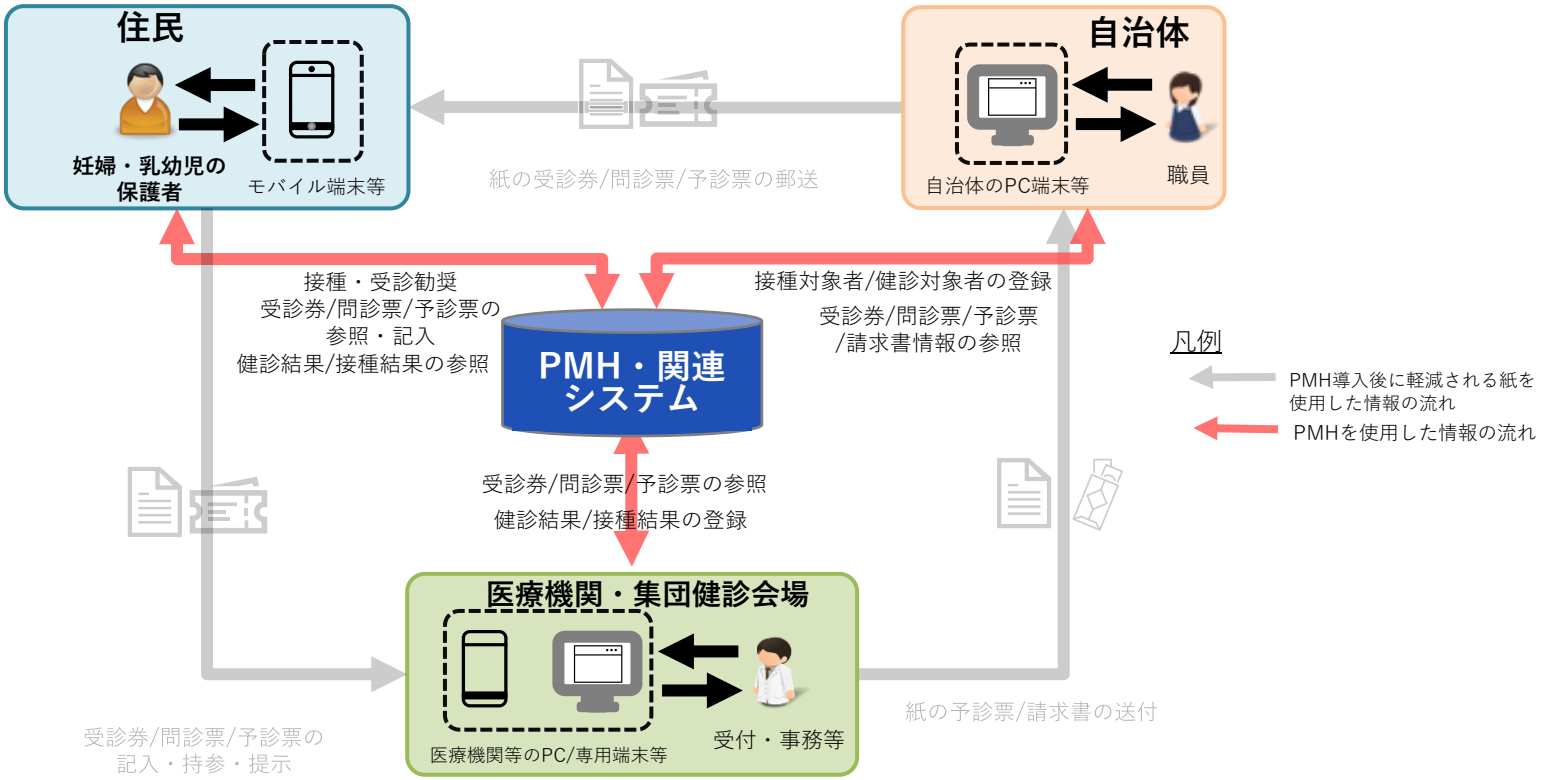

※現状では、紙の母子健康手帳への記載は引き続き必要。

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

令和6年度PMH先行実施事業の案

- 令和５年度補正予算で、自治体・医療機関等の拡大のための予算を計上
- **自治体システムの改修費用**については、令和５年度の先行実施事業と同様に、**国が全額負担（自治体は予算計上も不要）**。
- **医療機関等システムの改修費用**については、**新たに補助金※を創設。**

※　医療機関向け補助金

デジタル庁補助金：定率補助、診療報酬支払基金ポータルサイトで申請（自治体の予算は不要）

厚生労働省補助金：定額補助、自治体への間接補助（自治体の予算は必要だが10/10補助）

参考：令和５年度補正予算とシステム改修の概要（一覧）

対象	自治体(医療費助成)システム	医療機関等システム
事業名	**医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業**（令和５年度補正予算 24.6億円） ※ 約400団体を想定	**医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業**（令和５年度補正予算 42.1億円） ※ 約２～３万施設を想定 （診察券対応を含めると約５万施設） ※ 国の公費負担医療(難病・小慢、自立支援医療)については、厚生労働省においても予算を確保。
事業概要	・　自治体の各業務システムから資格情報をPMHに提供するための各業務システムの改修に要する費用等を先行実施事業として国が負担（先行実施事業と位置付け、基準額の範囲内で全額国費負担することを想定しているが、詳細は今後検討。） ・　令和５年度先行実施事業と同様に、国と自治体システム運用事業者との直接契約を想定。	・　医療機関等のシステム(レセプトコンピューター)において、PMHから資格情報を受け取るための改修に対して一定割合で補助。 ・　上記以外に、診察券をマイナンバーカードへ一体化するため必要な再来受付機やレセプトコンピューターの改修も対象経費とする。 ・　令和５年度先行実施事業と異なり、医療機関・薬局への補助（国と医療機関システム運用事業者との直接契約ではない）。 ※ 厚生労働省の補助金は、基準額を定めた定額補助（自治体への間接補助(10/10)）
システム改修の内容	PMHの利用にあたり、地方公共団体において必要な対応は、以下２点を想定している。 ・データ連係改修 既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先に出力するための改修 ・既存ネットワークの設定変更 既存のマイナンバー利用事務系ネットワークからLGWAN又は他の閉域網を経由してPMHへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更	PMHからオンライン資格確認端末に提供される医療費助成の資格情報をレセプトコンピューターにおいて読み込み、自動反映させるとともに、レセプトコンピューターの画面上に反映するための改修

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

令和6年度 PMH先行実施にご参加ください

令和６年度 先行実施に参加するメリット

- ✓ 前述したPMH事業のメリットをいち早く享受できます
- ✓ 自治体システムの改修費用は国が全額負担します ※基準額を提示予定

参加しやすい公募要件

- ✓ 対象事務も拡大し、新たに都道府県も参加可能です
- ✓ 令和5年度先行実施で得られた知見や成果を活用でき、参加ハードルは最小限です

令和６年度 PMH先行実施に参加するメリット

✓　前述したPMH事業のメリットをいち早く享受できます

・　「医療ＤＸの推進に関する工程表」に基づき全国展開を予定。

　それに先立って、住民、医療機関等、自治体がメリットを享受できる。

✓　自治体システムの改修費用は国が全額負担します※基準額を提示予定

・　令和５年度先行実施と同様、デジタル庁と自治体システムベンダーが直接先行実施事業(システム改修含む)の委託契約を締結。自治体での予算計上も不要。

・　補正予算では400団体分を想定した予算を計上。余裕があれば、追加公募も想定しているが、あくまでその時点の予算の状況次第。

・　システムベンダーとは、デジタル庁が直接契約を行い、その後のシステム改修に向けた調整を行うなど、自治体の事務負担は最小限となるように配慮。

参加しやすい公募要件

✓　対象事務も拡大し、国公費は都道府県も参加可能

令和6年度追加事務

医療費助成

公費（法律）

難病法　特定医療費
児童福祉法　小児慢性特定疾病医療費
障害者総合支援法　自立支援医療 （精神通院、更生、育成）
感染症医療（結核患者の医療）
未熟児養育医療

公費（地方単独）

こども
障がい
ひとり親
その他

予防接種

定期接種（A類）

ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核（BCG）、麻しん,風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、４種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、2種混合（ジフテリア・破傷風）

※風しん（5期）は除く

定期接種（B類）

季節性インフルエンザ、
高齢者の肺炎球菌感染症

母子保健

妊婦健診

各自治体が
費用補助する健診

産婦健診

各自治体が
費用補助する健診

乳幼児健診※（集団）

3,4か月健診
1歳6か月健診(法定)
3歳児健診(法定)
その他、自治体が実施する健診

乳幼児健診※（個別）

3,4か月健診
1歳6か月健診(法定)
3歳児健診(法定)
その他、自治体が実施する健診

※令和6年度は健診項目追加想定

里帰り妊産婦に係る自治体間連携

参加しやすい公募要件

✓　令和5年度先行実施で得られた知見や成果を活用でき、参加ハードルは最小限です

【医療助成の要件】

・番号事務であること

・受給者証を発行している事務であること　※ 現物給付に限らない

・自治体システムベンダーと参加合意済みであること

※ システム改修は、R5年度事業の知見と成果を活用し最小限の工数で実施可能

（以下、令和５年度先行実施からの要件見直し）

・協力医療機関等の確保は公募要件とはしないこと

・政令市について国公費への参加を必須としないこと

【予防接種・母子保健の要件】

（検討中）

参考：システムの改修範囲と改修内容の概要

医療費助成　予防接種　母子保健

- R5年度事業の知見と成果を活用し、最小限の工数で実施可能
- 詳細については、１月に自治体システムベンダー説明会を開催予定
  自治体ベンダーに説明会に参加するよう促していただきたい（詳細が決まり次第ご連絡）

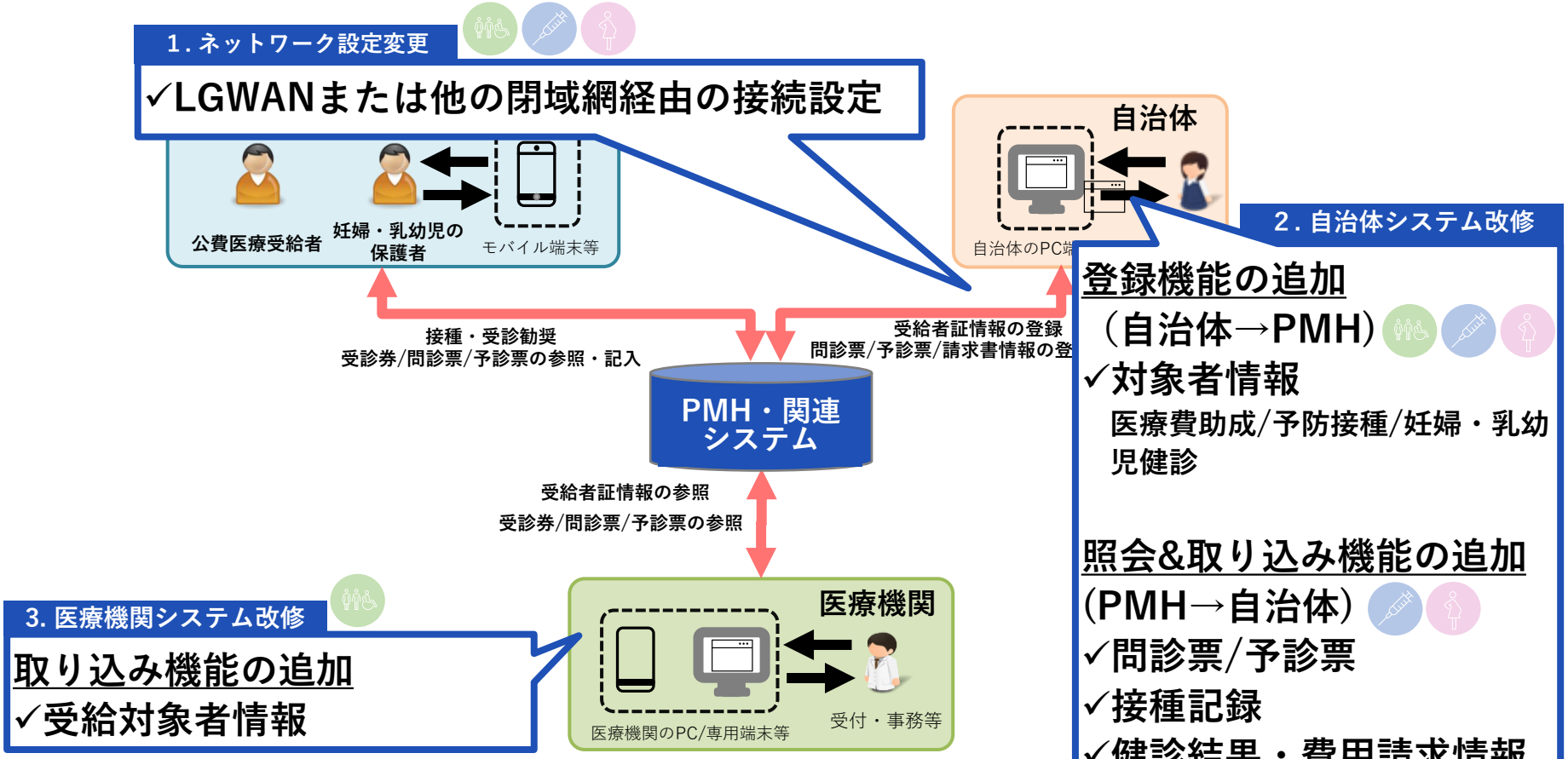

参考：令和６年度 先行実施の対象業務と自治体種別

赤字：令和5年度からの追加・変更点

- 公募への参加時に、対象事務を選択いただく。（対象事務の一部、医療費助成の一部のみでも応募可能）
- 政令市が医療費助成を選択する場合でも、公費（法律）の実施は**任意とする**。
- 協力医療機関・薬局の公募申請時点での確保・医療機関ベンダの見積書は**不要**

※　予防接種・母子保健については、追ってお示しする予定

	医療費助成										予防接種（定期A類/B類）	母子保健				
	公費（法律）						公費（地方単独）									
自治体種別	難病	精神通院	更生医療育成医療	小児慢性	結核患者の医療	未熟児養育	こども	障がい	ひとり親	その他		乳幼児健診（集団）	乳幼児健診（個別）	妊婦健診	産婦健診	自治体間連携
政令市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中核市	―	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童相談所設置市	―	―	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の市区町村	―	―	○	―	○ ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県	○	○	―	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※ 保健所設置市に限る

参考：自治体において必要となる手続き

- 先行実施事業参加にあたって自治体側で必要となる作業は、可能な限り負荷とならないよう配慮する。

	手続き内容	概要	負担軽減のポイント
応募時	自治体システムベンダーとの合意、見積書の提示	対象事務に関連するシステムの改修に係る概算見積書を自治体システムベンダーから取得	見積もりにあたり、自治体システムベンダーへ提示するシステム改修の詳細資料を提供する。
参加後	番号事務化対応 （地単事業の場合）	PMHを利用した情報連携にマイナンバーを用いるため、対象事務が条例を根拠とする事務の場合、番号条例事務として規定すること（※すでに番号事務に位置付けられている場合は対応不要）	ー
	PIA評価	PIA評価書の作成	PIA評価書の記載例を提供することで記入の負担を軽減する。
	先行実施事業報告	委託事業者から送付されるアンケートへの記入	報告内容をアンケート形式とすることで、報告書作成の負担を軽減する。
	自治体システムベンダーとの調整	自治体システムベンダーへの当先行実施事業の周知 自治体システムベンダーとの各種調整（ネットワーク設定やテスト実施等）	デジタル庁が直接システムベンダーと契約を行い、システム改修に向けた調整を行うことで、自治体の事務負担を最小限にとどめる。
	医療機関への声掛け	自治体内医療機関への当先行実施事業および補助金等の周知	令和５年度先行実施を踏まえ、デジタル庁より、リーフレットなど広報媒体の提供
	委託契約・協定の締結	自治体とデジタル庁の間でPMHを利用した「情報連携業務に関する委託契約書」を締結 自治体ベンダーと先行実施事業の体制を明文化した「協定書」を締結	令和５年度先行実施を踏まえ、委託契約書・協定書のひな型をデジタル庁から提供。

参考：契約の形態（医療費助成）

- 公募で採択団体を決定した後、自治体のシステム改修を行うベンダと、デジタル庁が直接契約を締結する。
- 先行実施事業を遂行するための体制を明文化するために、実施段階では「協定書※」を締結いただく。
- 自治体とデジタル庁の間でPMHを利用した「情報連携業務に関する委託契約書※」を締結する。
  ※　いずれも公募の応募時には不要

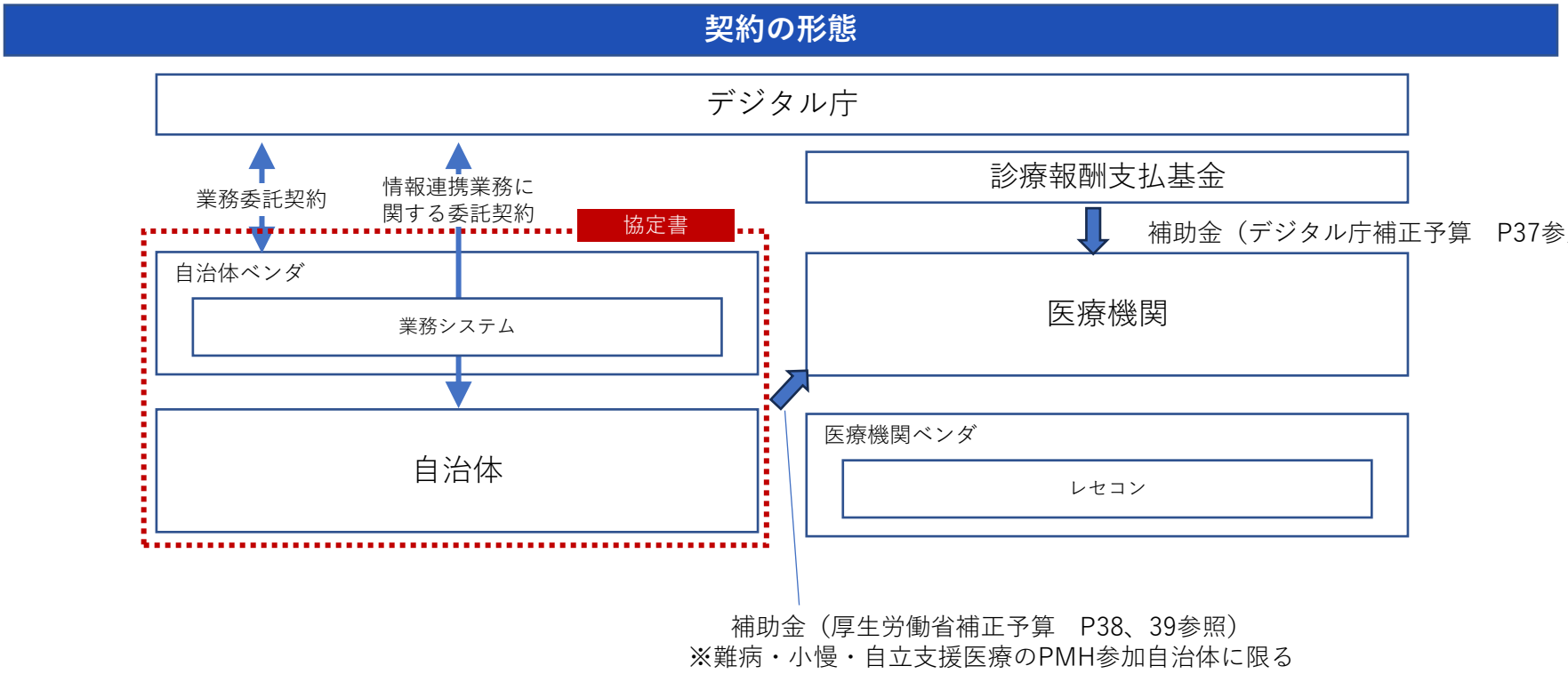

【Index】

１．PMH事業の概要

＊医療費助成

＊予防接種・母子保健

２．令和6年度PMH先行実施事業の案

＊自治体システムの改修（公募）

＊医療機関等システムの改修（補助金）

３．Q&A（よくある質問）

令和６年度の医療機関等向け補助金の周知をお願いします

- **医療機関等システムの改修費用**については、**新たに補助金を創設。**

（12/22 デジタル庁において医療機関等システムベンダー向けの説明会を実施済）

✓　デジタル庁の補助金

- 定率補助
- 診療報酬支払基金ポータルサイトで申請（自治体の予算は不要）

  →　１月上旬に各医療機関・薬局にリーフレットを配布予定

✓　厚生労働省の補助金

- 定額補助
- 自治体への間接補助（自治体の予算は必要だが10/10補助）

医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算 42.1億円）

マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局に受診できる環境を目指して

来年度秋の保険証廃止に向けて、マイナ保険証利用に係るメリットを更に感じていただけるよう、マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。

【イメージ】

【事業概要】

診察券又は医療費助成の受給者証の一体化に係るシステム改修を行う医療機関・薬局に対して以下の補助を行う。

	病　院	大型チェーン薬局 （グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局）	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
費用の補助内容	再来受付機の改修を含む場合 60.0万円を上限に補助　※1 （事業費120万円を上限にその**1／2**を補助）	3.6万円を上限に補助　※2 （事業費7.3万円を上限にその**1／2**を補助）	5.4万円を上限に補助　※2 （事業費7.3万円を上限にその**3／4**を補助）
	上記以外の場合 28.3万円を上限に補助　※2 （事業費56.6万円を上限にその**1／2**を補助）		

※1　マイナ保険証の利用件数が一定以上であることを満たす場合。現に設置している再来受付機のみを対象とする。
　　上記を満たさない場合でも、利用率が一定以上増加しているときには、40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1／3を補助)。
※2　診察券のマイナンバーカードへの一体化のみ対応する医療機関においては、マイナ保険証の利用率が一定以上増加していることを満たす場合のみ補助

★ 受給者証の一体化に対応いただく場合、※１※２の要件はかかりません
（診察券への対応のため、再来受付機の改修をあわせて行う場合は要件あり）

施策名：・難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業
・小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業

令和５年度補正予算　3.8億円
（難病：3.0億円、小慢：0.9億円）
※補正新規

健康・生活衛生局
難病対策課
（内線2298）

①　施策の目的

- 難病等の医療費助成制度において、マイナンバーカードを受給者証としても利用し、マイナンバーカードの利便性を国民に早期に実感いただくことを目的とする。

②対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
		○		

③　施策の概要

- 令和５年度から、難病等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（ＰＭＨ）の試行版の開発と実証事業を実施（令和５年度当初分はＰＭＨの開発等が主であることから、デジタル庁で実施）
- 来年秋の保険証廃止に向け、取組を加速するため、先行実施自治体を拡大すべく、実証事業に参加する医療機関・自治体を拡充することとし、難病・小慢の実証に参加する医療機関がPMHと情報連携するために必要なレセコン改修を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【予算執行の流れ】

国 → 補助（10/10） → （難病）都道府県、指定都市 / （小慢）都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 → 間接補助 → 医療機関

※デジタル庁のPMHの事業への参加自治体を対象とする予定

※基準額（案）
病院　1,000千円
診療所　300千円
薬局　300千円

【事業のイメージ

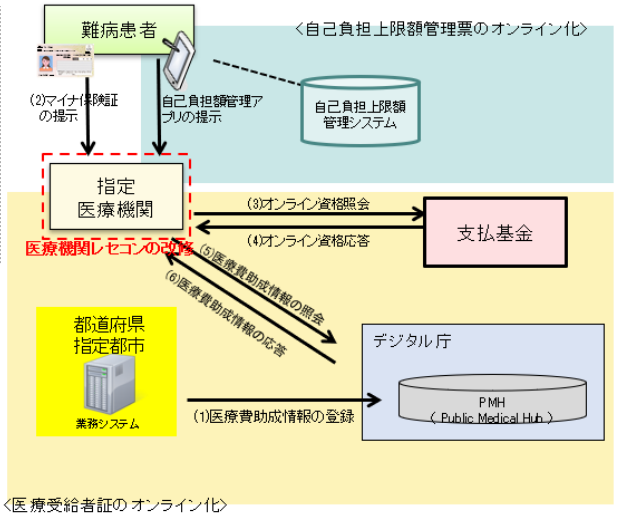

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 保険医療機関の資格過誤に関わる業務の削減効果
- 自治体における紙の受給者証の発行等に関わる業務の削減効果

施策名：公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業

令和５年度補正予算：1.9億円

障害保健福祉部
精神・障害保健課
（内線3057）

①　施策の目的

- 自立支援医療において、マイナンバーカードを受給者証としても利用し、マイナンバーカードの利便性を国民に早期に実感いただくことを目的とする。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
			○	

③　施策の概要

- 令和５年度から、自立支援医療等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・自治体との情報連携基盤（ＰＭＨ）の試行版の開発と実証事業を実施（令和５年度当初分はＰＭＨの開発等が主であることから、デジタル庁で実施）
- 来年秋の保険証廃止に向け、取組を加速するため、先行実施自治体を拡大すべく、実証事業に参加する医療機関・自治体を拡充することとし、自立支援医療の実証に参加する医療機関がPMHと情報連携するために必要なレセコン改修を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象経費　※具体的な要件は検討中。

マイナンバーカードと一元化するためのシステム（レセコン）改修に要する費用

実施主体

都道府県・指定都市・市町村（特別区を含む）
※間接補助事業者として医療機関

補助割合

10/10

※デジタル庁のPMHの事業への参加自治体を対象とする予定
※基準額（案）
病院　1,000千円
診療所　300千円
薬局　300千円

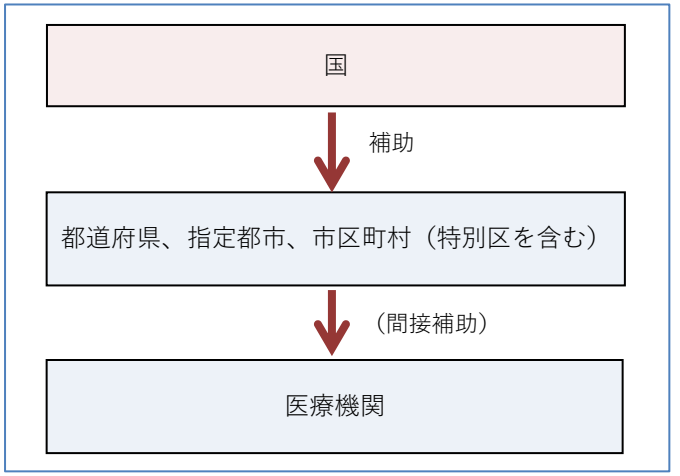

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 自立支援医療の受給者証を提示することなく資格確認が可能になり、患者や医療機関等での利便性が向上。
- 自治体における紙の受給者証の発行等に関わる業務の削減。

まとめ

本日の目的

- 令和６年度の先行実施事業の自治体公募に向けた事業概要の説明。
- **先行実施事業ならではのメリット**や、**参加いただきやすい工夫**を凝らしているため、その内容をご理解いただきたい。
- **令和６年２～３月をメドに初回の自治体公募の開始を予定**しているため、**システムベンダーともご相談の上、是非、参加いただきたい。**
- **公募説明会は別途２月メドで実施予定**であるため、**そちらにも参加いただきたい。**
- **それに先立ち、１月中に自治体システムベンダー向け説明会を予定**しているので、参加いただけるよう**声かけをお願いしたい**。

※　詳細は追って連絡

お伝えしたいこと（医療費助成）

- **令和６年秋のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて**、**特に、医療費助成の分野での対象自治体・医療機関等を大幅に拡大し、国民にマイナ保険証の利便性**(マイナンバーカードで受診可能、受給者証は不要)**を更に実感いただけるような環境整備を進めたい**。
- 特に、令和６年度には、

  ✓　**全国的に実施されている子ども医療費などの地方単独医療費助成**

  ✓　**都道府県が実施する国公費**

  の分野における参加自治体の拡大が期待される。

※ 都道府県内全域で参加いただけると、医療機関等（特に病院）も参加しやすくなる上、近隣自治体の医療機関を受診する患者さんにも対応でき、住民の利便性も相当程度向上することが見込まれる。

お伝えしたいこと（医療費助成）

- **都道府県**のみなさまにお願いしたいこと

  ① 特に、**子ども医療費をはじめとする地方単独医療費助成**について、**市区町村のみなさまに参加を促して**いただきたい

  ② **都道府県が実施主体となる国公費について、参加**いただきたい

  ③ **医療機関・薬局向けの補助金の周知と活用検討**をお願いしたい

- **市区町村**のみなさまにお願いしたいこと

  ① **子ども医療費をはじめとする地方単独医療費助成や国公費について令和６年度からの事業開始に向けて検討**いただき、**参加**いただきたい

  ② **医療機関・薬局向けの補助金の周知と活用検討**をお願いしたい

お伝えしたいこと（予防接種・母子保健）

- 令和６年度には、対象制度の拡大や機能拡充を予定している。
- そのため、**令和５年度先行実施事業に参加いただいた自治体**は、是非、**対象制度拡大・機能拡充への対応をご検討**いただくとともに、**対象医療機関の拡大に向けた取組**をお願いしたい。
- **新たに参加をご検討いただく自治体**は、**システムベンダーとも相談の上、**自治体システム標準化の取組状況も踏まえつつ、**積極的に参加**いただきたい。
- なお、**予防接種・母子保健の分野の公募**については、こども家庭庁・厚生労働省と調整中であり、**追って方針をお示しする予定**。

（本日は、事業概要と対象制度の拡大などについてご説明します）

Appendix

Q&A（よくあるご質問）

	質問	回答
1	自治体システムの改修について、自治体側の費用負担はないのか。	ありません（デジタル庁の令和５年度補正予算で対応）。 令和５年度先行実施と同様、デジタル庁と自治体システムベンダーが直接先行実施事業(システム改修含む)の委託契約を締結する方向で検討しております。
2	ベンダーが対応していない。 システム改修の内容が難しい。	既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先に出力する等の改修であり、難しい改修ではないと考えています。 デジタル庁から自治体・医療機関等システムベンダーに対して説明会を行うなどPMHへの対応について協力要請を行ってまいります。 デジタル庁において、具体的な仕様を示しつつ、令和５年度の先行実施（前例）のノウハウを生かして円滑に進めます。
3	自治体側の業務量の増加が不安。	システムベンダーとは、デジタル庁が直接契約を行い、その後のシステム改修に向けた調整を行うなど、自治体の事務負担は最小限となるようにしていきたいと考えています。
4	協力医療機関・薬局は必須か。	公募に当たっての要件とはしない予定です。（※令和５年度先行実施においては、協力医療機関・薬局の確保を要件としていた） デジタル庁においても医療機関・薬局に対して補助金等の周知を行いますが、先行実施事業に参加いただく自治体におかれましても、少しでも多くの医療機関・薬局に参加いただけるよう周知をお願いします。
5	都道府県も参加可能か。	可能です。 今後、PMHにおいてマイナンバーと資格情報との紐づけのチェック機能を追加する予定としており、安心して参加いただけるよう準備を進めていきます。
6	医療機関・薬局には費用負担が生じるのか。	デジタル庁の補助金については、多くの医療機関を対象としているため定率補助となっておりますが、改修費用自体は高額にならないものと見込んでおります。 一方、厚生労働省の補助金については、現在、具体的な要件は検討中ですが、難病・小慢、自立支援医療に係るPMH参加自治体を経由して医療機関に交付する定額の間接補助(10/10)となっております(これらいずれかの補助金を活用し、医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、PMHの対象となる各医療費助成制度への対応が可能となるため、基本的に、医療費助成の種類に応じて何度も改修する必要はありません。)。
7	地単事業が個人番号利用事務ではない。	PMHへの参加に当たっては個人番号利用事務としていただく必要があります。公募時点での対応は必須としませんが、条例改正のスケジュールも踏まえ、先行実施事業のスケジュールは個別に調整させていただきたいと思います。

Q&A（よくあるご質問）

	質問	回答
8	先行実施事業の報告書の作成が大きな負担	各自治体において報告書を作成するのではなく、デジタル庁の委託事業者からアンケートをお送りしますので、そちらにお答えいただく対応が基本となります。
9	現物給付をしている自治体のみが公募対象か	受給者証を発行している事務が対象です。そのため、現物給付だけではなく、自動償還も対象となります。（その他、償還払いで受給者証提示を求めているケースなどがあれば、個別にご相談させて下さい。）
10	受給者証も廃止しなければならないのか	先行実施事業においては、受給者証の廃止までは想定していません。
11	PIAはいつまでに実施する必要がありますか。	システム改修にかかる構築開始（プログラミングを始める）までに実施が必要です。
12	PMHへの参加に際し、独自利用事務の届出は必須ですか	不要です。PMHでは、他の行政機関と情報連携NWSを使って情報をやりとりすることはありません。

デジタル庁

Digital Agency